

## 新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方へ

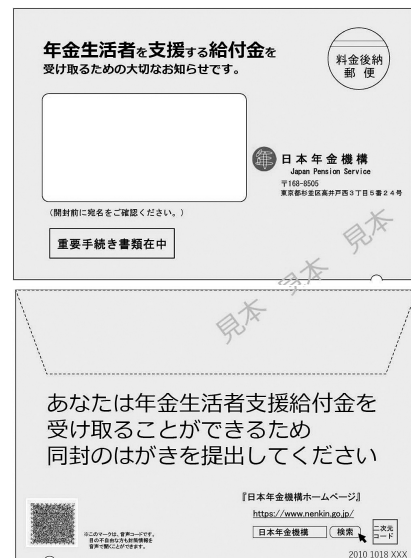
年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。**受け取りには請求書の提出が必要**です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

今回新たにお受け取りの対象になる方には、日本年金機構から令和2年10月中旬より、請求可能な旨のお知らせを送付していますが、いまだ請求を行っていない方に再度お知らせを送付しています。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し提出してください。

**【重要】2月1日(月)までに手続きを行った場合は令和2年8月分までさかのぼって支給されますが、2月2日(火)以降に手続きした場合は、手続きした月の翌月分からの支給となりますのでご注意ください。**

※現在給付金を受給している方で、引き続き支給要件を満たしている場合、継続して令和2年10月より振込されています。

問 大曲年金事務所 お客様相談室 ☎0187(63)2296  
町住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903



## 町営住宅の入居者を募集します

住宅名	所在	戸数	間取り	構造/階数	家賃	駐車場
小安門B棟	六郷字小安門	4戸	3DK	RC3階/1階 RC3階/2階 RC3階/3階(2戸)	15,800円~36,300円	1台まで
小安門C棟	六郷字小安門	1戸	3DK	RC3階/2階	15,800円~36,300円	1台まで
小安門D棟	六郷字小安門	1戸	3DK	RC3階/3階	16,000円~36,800円	1台まで
熊野1号棟	六郷字熊野	1戸	3DK	RC3階/1階	15,700円~36,000円	1台まで
安楽寺	六郷字安楽寺	1戸	3K	簡易耐火2階/長屋	12,800円~29,100円	無し
野荒町	野荒町字町ノ内	1戸	3DK	木造2階/長屋	20,200円~46,600円	1台まで

### 入居資格●

- ・住宅に困窮している方
- ・現に同居し、または同居しようとする親族がいる方
- ・国税、地方税および公共料金等を滞納していない方
- ・入居が決まったときに、収入基準額以上の収入がある町内在住の方に連帯保証人(1人)を依頼できる方
- ・入居者全員の収入合計が収入基準以下である方

### 注意事項●

- ・犬、猫等のペットの飼育は禁止しています。
- ・入居決定前の見学は行っていません。
- ・車は各住宅で定められた台数までしか駐車できません。

申込・問 町建設課 建設管理班 ☎0187(84)4910

### 敷金●家賃の3カ月分

申込方法●『住宅入居申込書』に記入押印し、必要書類を添付して町建設課へ提出してください。申込書類の郵送を希望される方はご連絡ください。  
※不足書類がある場合はご連絡しますので、期限までに提出してください。

### 入居時期●3月中旬を予定

### 募集期間●1月15日(金)~2月15日(月)

選考方法●住宅に困窮する度合いの高い方を優先しますが、住宅困窮順位を定め難い場合は公開抽選により選定します。

## 不正軽油撲滅のため調査を実施しています

不正軽油とは、軽油に灯油や重油を混ぜるなどして不正に製造された燃料をいい、その製造や使用は軽油引取税の脱税や環境汚染にもつながる非常に悪質な行為です。

秋田県では、事業所などへの立ち入りや、自動車燃料の抜き取りなどによる不正軽油の調査を随時実施しています。職員が調査に伺った際は、ご協力をお願いします。

問 秋田県税務課 ☎018(860)1124

## 筆界特定制度をご利用ください

「筆界特定制度」は、土地の筆界(境界)トラブルを解決するため、法務局が現地における筆界の位置を特定する制度です。

隣接地との筆界が分からず困っている方、筆界について隣地の所有者と意見が一致せず困っている方は、筆界特定制度をご利用ください。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

問 秋田地方法務局登記部門筆界特定室 ☎018(862)1442